

第3回「京都市ごみ収集業務評価委員会」議事録

日時 平成22年6月17日（木曜日）

午前10時～正午

場所 京都市役所 寺町第1，第2会議室

出席者（敬称略 五十音順）

委員長 本 多 滝 夫 （龍谷大学大学院法務研究科教授）

委員 上 田 真 理 （市民委員）

木 田 喜代江 （公認会計士）

高 橋 かつ子 （市民委員）

高 橋 温 子 （市民委員）

森 岡 隆 司 （市民委員）

山 本 輝 夫 （市民委員）

事務局 京都市 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

議事内容

- 1 平成21年度下半期の業務履行に対する評価
- 2 市民アンケート（案）について
- 3 今後の審議スケジュール

内 容

○ 開会

○ 環境政策局事業所改革担当部長あいさつ

部 長： 本日は、大変お忙しい中、本多委員長を初め、委員の皆様におかれましてはご参加、大変早朝からご苦労さまでございます。また、市民委員の皆様におかれましては、今月2日、北部まち美化事務所での意見交換会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、環境政策局では、京都市ごみ収集業務改善実施計画に基づき、改善改革の取り組みを進めているところであり、今年度につきましては、北・上京区のまち美化事務所を統合し北部まち美化事務所を開設したほか、より市民に身近な行政施設であります各区役所・支所14カ所に、環境拠点でありますエコまちステーションを開設したところであります。これからも改善改革の取り組みを進めていくことに対して、市民目線から評価をいただくことが何よりも重要なことであり、ごみ収集業務委員会の皆様におかれましては、心から深く感謝申し上げます。委員の皆様におかれましては、活発なご論議をいただき、本市のごみ収集業務の改善のためにお力添えを賜りますよう、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

本日の皆様方の貴重なご意見を生かし、今後も努力を重ねていく所存でございますので、今後とも、どうぞよろしくお願いをします。本日は、大変ご苦労さまです。

○ 事務局出席者紹介

○ 傍聴者への注意事項の説明

○ 委員会の主旨確認と議事進行の概要

委員長： 皆さん、おはようございます。日差しが強い中、本当にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、第3回目の京都市ごみ収集業務評価委員会を開かせていただきますけれども、活発なご議論をいただきたいと思っております。

まず、本委員会の役割ですけれども、皆さんもよく御存じかと思っておりますけど、確認までに申し上げますと、本委員会の役割は、家庭から排出されるごみの収集という市民生活に大変深くかかわりがある業務を皆さんの目線で評価点検し、

京都市の業務改善につなげていくというところがございます。いわゆる、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n というのが最近のはやり言葉でありますけれども、P D C A の業務改善サイクルのうちの、C h e c k の役割を果たすのがこの委員会の役割でございます。

京都市におきましては、平成21年度から家庭ごみ収集業務の委託業者選定に競争入札を導入いたしました。このことにより、今後京都市からの委託経験のない新規業者が業務を実施する、そういう分野が広がっていくことが予想されます。その意味で、本委員会が果たすべき役割は、非常に大きくなっているのではないかと思います。

なお、評価に当たって、一言留意していただきたい点でございますけれども、C h e c k という言葉自体が監視あるいは批判というところに重点が置きがちでありますけれども、本委員会は京都市政の市民参加という、そういう側面がございます。そういう意味では、最近では産官共同という観点も入っております。したがって、本委員会は京都市全体の環境衛生の向上という、そういう構図とともに、環境にやさしい循環型社会の実現に向けて、市民もそれにどうかかわっていくかという、そういう協働の観点からいろいろご意見賜ればと思います。

いずれにしても、新規事業者だけではなく、既存業者や直営による収集業務の点検評価を行い、全体として市民の皆さんに満足いただける業務を実現するために、業務の安定履行の確保、さらには資質の向上、それから先ほど申し上げた協働の観点から、分別や排出マナーの向上などを目的に、意見を交換していただきたいと思っております。

さて、第3回目となります本日の委員会ですけれども、こちらの式次第のほうでございますように、主たる目的は、平成21年度の下半期の業務履行に対する評価についてでございます。これにつきましては、平成21年度上半期業務履行に対する評価・意見書を私どもは出しておりますけれども、これに対する本市の取り組み状況についてご報告いただき、それを一つの素材としていきたいと思っております。それから、先ほども紹介がございましたように、皆様におかれましては、ヒアリング等で意見交換していただいておりますけれども、その結果も踏まえまして、さらに議論を深めていきたいと思っております。

それから、第2点目ですけれども、昨年に引き続きまして、ことし7月をめぐりにごみ収集業務に関するアンケート調査をさせていただきたいと思っております。それにつきまして、内容のご確認と了承をいただきたいと思っております。

それから、今回は今年度初の委員会でございますので、今後の審議スケジュールにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

それではまず最初に、今回配付されました資料の確認から行いたいと思いま

すので、事務局のほうから資料説明をお願いします。

○ 事務局による資料確認

○ 会議の公開について確認

委員長： 本日の題目は今、皆さんのほうで資料で確認いただいたと思いますけれども、特に非公開情報を取り扱っておりませんので、公開で行うものといたします。報道関係につきましてもの傍聴・写真撮影につきましては、申し出は出ておりませんので、このままということで行いたいと思います。

○ 第2回評価委員会以降の取組について

委員長： それでは、次第に沿いながら委員会を進めさせていただきます。

議事につきまして、次第の2の(1)から(3)までありますけれども、議題の2の(1)の「平成21年度下半期の業務履行に対する評価」から始めていきたいと思います。

これにつきましては、平成21年度上半期の業務履行に対する評価・意見書を受けての本市の取り組み状況。それから、意見交換会におけるヒアリングについての2つの項目について議論していきたいと思います。

まずは事務局のほうから、それぞれ趣旨説明をいただき、それを受けて議論を進めていきたいと思います。

それではまず、平成21年度上半期の業務履行に対する評価・意見書につきまして、説明をお願いいたします。

事務局から資料1-1, 1-2, 1-3に基づき説明

委員長： どうもありがとうございました。

今は私どもが昨年12月に京都市に提出いたしました平成21年度上半期の業務履行に対する評価・意見書に対して、この間京都市のほうで実施している取組についてご説明いただきました。

議論の都合上、続いて意見交換会のヒアリングについての説明をお願いしたいと思います。その前に、ヒアリングにつきましては、昨年来委員の皆さんから実施についてリクエストいただいたものでございまして、今月2日に、ご紹介がありましたように、受託事業者として業務を行っている安田産業株式会社さんと、北部まち美化事務所さんとの協力を得て実現しております。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それから、市民委員の皆さんにおかれましては、日々の業務の履行状況や市

民サービスの一層の充実のため力を入れていく点など、多岐にわたる項目についてヒアリングをしていただきました。長い時間にわたり活発な質疑を行ったと聞き及んでおります。皆さんにおかれましては、本当にご苦労さまでございました。

それでは、説明のほう、よろしく申し上げます。

事務局から資料2に基づき説明

委員長： ありがとうございます。

さて、事務局のほうからの評価・意見書についての取組状況、それから意見交換会におけるヒアリングのまとめについて説明がございました。それでは、この2つの項目をコアといたしまして、議論を進めていきたいと思えます。

それでは、皆さんのほうからご自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。ヒアリングについて、先ほどご発言ありましたとおり、これじゃ足りなかったとかということもあれば、発言していただければと思います。

《まち美化事務所だより、減量指導業務員・環境共生推進員、ブロックについて》

委員： まち美化だよりや資源物の回収マップについて、マップはまち美化事務所・エコまちステーションに行けばあるというのがわかったのですが、まち美化だよりは、うちの町内では一度も回覧されていないんです。私はよそで見ていますけれども、上京も出しておられるとは思いますが、ちょっとその点どうなっているのかということ。

それと、減量指導業務員と環境共生推進員との違いというか、連携ができていくかということがちょっと気になること。

それから、ブロック会議というのが私たちにはわかりにくいと思うんです。ブロック単位というと、会議では何人ぐらいの単位でやってらして、まち美化の職員の作業員さんだけの会議ですよ、多分。そう思っているのですけれども。ブロック会議と書いてあっても、その意味がちょっとわからなかったもので、その3点だけ。

委員長： ありがとうございます。

では、その点少しご説明いただけますかね。まず、まち美化だよりについてですが。

事務局： まち美化事務所ごとで、1か月で2学区ということで順番に調査を行っているということがありますので、A委員の学区のほうでまだその調査が終わって

ないのかなと思います。学区ごとでやっておりますので。

委員： 調査をしてないところがあるということですか。

事務局： はい。調査の前にまずご町内でのお話をさせていただいて、概ねこの場所を調査させていただきたいということの調整もさせていただくんです。というのは、勝手にさせてもらいますと、「なぜそことってるの」ということがありますので。あわせて、まち美化事務所だよりをつくらせていただいて、内容なんかを見ていただいて、これでいいですよということでしたら回覧するという流れになっております。この前、B委員に陶化学区の事務所だよりをいただきましたけど。

委員： 確かにうちの学区もこの委員会で聞きまして、いただいたまち美化だよりを帰ってすぐにまち美化事務所に行って、うちの学区のを見せてくれと言ったんです。そうすると、実はもうちょっと先ですということだったのですが、なんとかすぐにやってもらうということでやってもらったんですけども。その結果、適正排出は93%でよかったのですが、「えっ、こんなもんが入ってるの」という驚きがありました。委員長にも前回のときにお渡ししまして。これが唐橋学区のほうで見たものなんですけど。これを全地域に配布はできませんので回覧しました。回覧といっても400組ほどありますのでちょっと大変でしたけど、とりあえず回覧しました。

委員： サンプルングなされたところだけしかまち美化だよりが出てないということは知らなかったので、すみません。

事務局： 調査は学区単位で行いますが、学区内すべてのご町内の調査はできませんので、一定の地域だけということになるのですけれども、それはご了解を得て、学区としての事務所だよりを発行しています。

委員： それは区役所のところにはあるんですか。

事務局： まち美化事務所が中心につくっておりますので、まち美化事務所のほうからまかせていただくということになりますけれども、それを区役所のほうに言っただけであれば、またお届けに上がります。

委員： このあいだ見せていただいたんですけど、何で私のところでは一度も見ないのかなと思ったら、サンプリングをしてないからじゃないんですよね、多分。

事務局： ええ。順番にやらせていただいているということで。

委員： でも、よその学区のものでも見る価値はありますよね。エコまちステーションでも行けばあるんだったら、見せてもらってもいいですね。

事務局： 学区によって排出量の違いなどがありますけれども。

委員長： だから、これは今のご説明だと、サンプリング調査した学区についてのみ配布をしているということと。それから、今A委員のほうからも発言がありましたように、ほかの学区のものでも参考になるんだから、何らかの形ということなんですけど、だから、これはまち美化事務所なり、先ほど説明いただいたエコまちステーションで。

事務局： エコまちステーションにそのまま置いてはございませんけれども、まち美化事務所には置いてあります。

委員長： で、見たいと言えれば見れるようになってるということですか。

事務局： 一度ご相談いただいてから、その学区で一応了解を得させていただいてということもありますが、参考のためにとということでしたら、お渡しさせてもらうことは可能ですけれども。

委員： 資源物の回収マップもそのとおりですよ。行けば見せていただけるということですね。

事務局： ええ。マップのほうは当初つくらせていただいたときに、すべてのお宅に各戸配布で保存版というのがいだろうなというお話をさせていただいたんですけど、まずは回覧でご町内の皆さんに見ていただいて、資源物が回収できますよということをまずは認識をしていただき、お近くの所に持って行っていただくということが必要だろうなと。

今年の夏過ぎぐらいには、また新しくつくってみようかなと思っています。と言いますのは、使用済てんぷら油のほうでも拠点の担当者が変われますと、場所が変わります。蛍光管についても、持っていただいているお店が廃

業されたということになっていないということもありますので。これらについては、エコまちの職員等が場所を見に行かせていただいて、それを把握すると。あわせて、当然これだけ多くの場所がありますので、まち美化事務所に今度配置されました減量指導業務員もあわせて、共同でその場所の確認をさせていただいて、今年については、ぜひとも各戸配布をさせていただいて、保存版ということは今計画しているという状況です。

委員長： ありがとうございます。

説明で大体了解させていただきました。2点目、減量指導業務員と環境共生推進員の関係は一体どうなのかのということですから。

事務局： 環境共生推進員は御存じのように、昨年4月からまち美化事務所のほうで、以前設置していたごみ減量アドバイザーの後任ということで、職員が直接地域に入らせていただいて、特にごみ減量・リサイクルということで市民の皆さんの相談にお伺いしたり、まちの美化に関すること。あとは小学校などで環境学習のほうに行かせていただいているということです。それから、今はエコまちステーションということで、先ほど申し上げましたように、区役所のほうに行かせていただいている。そうしますと、まち美化事務所が今までやってきた機能が、その区域の区役所にいっていますので、やはりまち美化事務所の中にも今までと同じような職員が必要だろうと。あわせて、職員の人材育成ということもありますので、収集運搬部門であっても、勉強して精一杯頑張っていこうというメンバーがおりますので、そういったメンバーを減量指導業務員ということで今配置をさせていただいて、エコまちに行ったメンバーと同じような業務を、まち美化事務所を拠点としてやらせていただいています。

ただ、4月から開始をしましたので、連携といいますと、正直言いますと、なかなかいい格好は言えません。エコまちとまち美化事務所の減量指導業務員がどのような連携をしているのかというのは、なかなか言えませんが、1点上げますと、今業者収集マンションの分別指導ということで、調査やチラシの配布をやっています。エコまちの職員だけではなかなかそれは人数が制約されていますので、それについては、減量指導業務員と一緒にいきなさいというような言い方をしておりますけれども、10のまち美化事務所と14のエコまちの職員との連携については、実際はまだ二、三の事業所だけで終わっているという状況であります。

委員長： まだ、今後の課題ということですね。

委員： エコまちステーションができたということはすごく市民にとってはいいんですけれども、まだまだ認知されてない面があると思います。私はまちづくり推進課があるので区役所へ頻繁に行っていますので、絶えず顔合わせもできているんですけれども、学区の人に何人かに聞くと、「エコまちステーションって何ですか」という状態です。南区の場合は、まち美化事務所と区役所と近いですから、本当に便利なんですけれども、それでもまち美化事務所がどこにあるかわからないという人もあつたりしますので、まだまだエコまちステーションが区役所にできたということを知らない人が多いと思うんです。ですから、もっとこれはPRしないといけないなという思いをしてるんですけど。確かにこれができたことはすばらしいことだと思いますね。

事務局： 先日、市民しんぶんでは、各行政区の一面で載せていただいております。また、保健協議会や自治連合会の総会へ、各まち美化事務所の所長が行きましてごあいさつをするのですが、各学区のほうについては、エコまちの職員も同行しまして、エコまちステーションをPRするよう努めています。

また、一斉清掃なんかは多分皆さんはよく御存じかと思いますが、その中で、まち美化事務所は収集だけで終わってしまうんですけれども、エコまちのほうでも連携を取りまして、収集のときに蛍光管や乾電池、油などを臨時回収しましょうというような取組を進めている最中です。そのようなことでもPRをしていきたいと考えています。

委員： それと、エコまちステーションに次長さんがよくかかわっておられますね。

事務局： 次長が担当していますので。

委員： その点では、まち美化事務所とのつながりが密接に取れているなどは思います。

事務局： あと、ブロック会議についてですが、まち美化事務所はブロック単位といいまして、各ブロックに作業長がおり、その作業長のもとに概ね15名程度の職員がいるというふうになっています。総合事務所でいいますと、収集員と運転手、運転手が5名でしたら、収集員が10名ぐらいというような形で、1つのブロックができています。作業長をいわゆるトップとしまして、所属の目標や収集経路、危険箇所などの共有、セルフチェックなど、15名程度の係のようなものとして機能するものとなっています。これはすべてのまち美化事務所でそのような方法をとっております。

委員： ブロックの中身（作業員さん）は変わらないのですか。

事務局： 作業員は、最低1年は一つのブロックにいます。ただ、1年でまた隣のブロックへ行きますと、収集コースが変わりますので、どうしても取り残しがあったりということがありますので、必ず1年はきちっとそのコースに責任を持ちましょう。その中で、1年後に次のコースに行くときには、ただ単に、今日から明日からと行くのはなかなか難しいです。1か月ほどは次のブロックの収集コースも経験させて行くということにしています。ブロック制にする前には、すべてのコースを毎日毎日違うコースを行ってましたので、例えば、私が1年前にいたコースだということで、この電柱の横にごみがあるよというようなこと、例えば、ここのちょっと見えにくいところにも気を配らないといけないということが全くわからなくて、そのまま通り過ぎてしまうということがあります。そのようなことで、1年間固定するというのをブロック制の中で取り入れています。

《啓発方法について》

委員： 分別美人なんですけど、これはどこに配付されているのかということをお聞きしたいんですけども。それと、セルフチェック項目の10番で、「啓発シールの貼付場所を記録する地図を携帯しています」というのは、これは啓発シールを貼った場所の地図を持ってらっしゃって、ここにシールを貼ったごみ袋がありますよということを認識するものということですか。

事務局： まず、シールの件ですが。当然シールを貼りましたら、どの場所に貼ったかわからないということで。作業終了後、先ほど申し上げたブロックの作業長に、シール貼付・取残しの報告を上げるというふうにしています。実際的には収集地図とチェック地図を持って作業に出ているという形になります。

委員： そのデータは統計をとって、シール貼付が頻繁なところには重点的に指導するというようなことはされてるのでしょうか。

事務局： どこの何町何番地まではわかりませんが、この通りということで、余りにもシール貼付が多いということでしたら、そのデータを作業長が把握して、チラシをまかせていただくというようなことをさせていただきます。ただ、やみくもにまきますと、「うちが出したのと違うのに、よそから勝手に通りすがりに持ってきてるのに、町内の責任にしないでください」というようなことも

ありますので、それにはご町内の会長なりにまずはご相談させていただいて、こういったチラシをまかせてもらっていいですかというような報告をさせていただいてから、まかせていただくという形になります。

委員： それをまかれて、少しは減るんでしょうか。

事務局： その後も行きますけれども、「うちからと違うんやで」と、「通りすがりに持ってくるんやから」というようなことがありますので、それについては、やはり出された方が毎日毎日見においでというお話もされますんで、その場合には重点的に2週間ぐらいは必ず私どもの担当職員が行きまして、状況の確認はさせていただいています。そうしましたら、減ってくるというようなことになります。

事務局： 次に、分別美人でございますが、こちらのほうにつきましては、まち美化事務所はもとより、区役所支所でも、その他の市の施設でも配布しているということでございます。

また、ホームページ・携帯電話で動画の配信ということは説明させていただきましたが、DVDなんかも作成しております、こちらのほうは循環型社会推進部のほうで、DVDの無料貸し出しなども行っておると、そういうようなこともさせていただいています。エコまちについても置いています。

委員： 例えば、私ずっと思ってたんですけど、材料がプラスチックでないので出したらいけませんよという表だけでいいので、それを資源ごみのごみ袋に1枚ものとして入れるとか。カラーでなくてもいいので。ずっと入れるんじゃないかと、半年とか1年入れておけば、だれか1袋は買われますので。「あ、このハンガーは入れたらあかんのやな」とか、そういうふうなものの方がいいと思います。区役所とかに行かないといけないのは…。私も区役所なんか年に1回行きますかみたいな感じなので。できることならば、中国語や韓国語でも、出したらだめよみたいなを書いていただけるといいと思います。外国の方も多いので。漫画でもいいと思うんです。写真は高くつくんだったら。

事務局： 確かに、おっしゃるように啓発の仕方というのは非常になかなか難しく、例えば市民しんぶんを全戸に配布しても、なかなか見ていただいている方もどれだけおられるのかなというところで。啓発の仕方をどういうふうな形で啓発していくかというのは非常に大事な話でありまして、通り一遍の啓発をしても、やっぱりなかなか根づいていかないという部分はあるので。ただ、今お

っしやったように、袋にビラを入れたらどうかと、それも一つのアイデアだというふうには思いますし。全体として、やはり市民の方全員にお知らせしないといけない部分については、市民しんぶんにも折込みも入れないといけないかもしれないけれども、それだけでやはり十分見ていただけないところ、特に排出マナーの余りよくないところについては、地域ごとに啓発しているんですけど。啓発については、いろいろなやり方も含めて、今おっしやったようなことができるかどうかはありますけれども、そういったことも念頭に置いて、やっていきたいと思っております。

それと、ごみの出し方の外国語表記については、英語版、ハングル語版、中国語版をつくらせていただいております。

委員長： ありがとうございます。

啓発の方法について、もうちょっと効果のある方法はないかということですよ。分別美人なんかは、安田美沙子さんを使ってお金かかっているんだろうなというふうには思いますけれども。これは全戸配布したわけではないということですね。まち美化事務所または区役所支所に置いてあるということでしたか。

事務局： はい、そういうことですね。

委員： 大学とかによくフリーペーパーが置いてあったりするんですけど、生協とかに。そういうところに置いてもいいんじゃないかなと思います。私も学生ですけど、本当に学生は全然区役所とか市役所とかに行かなくて。それで、自分がこういう市民委員をするようになって市役所に入出入りするようになった感じなので。区役所とかも、全然もともと京都出身じゃない人ばかりなので、大体、学生はそんなに区役所とか市役所とかはふだん行かないと思うので、若い人に見てもらいたいんだったら、大学の生協などのフリーペーパーとか置いてあるコーナーに置いたりしたら、結構みんなとるんじゃないかなと思いますね。

事務局： 京都の外から来られて、例えばワンルームマンションとかにお住まいの方がおられますので、新入学の時点などに、京都の分別の仕方ということで、大学の学生課のほうにはお願いしているのですが、それが生協の食堂のところに置いてあるのかどうか、ちょっとそのあたりはわかりませんが。新入の学生の方を対象に、ごみの分別の仕方に関する広報物をお配りいただきたいということは、お願いはしております。確かにすべての新入生全員にお配りしているというわけではありませんので、そのあたりはちょっとお目にはつかないこともあるかとは思いますが、いろいろな試みは今やっておるんですけども。

委員： それは、国立大学・私立大学にかかわらずですか。

事務局： そうです。私立も全部ですね。ただ、お届けしている部数が足りないかもしれませんけれども。

委員： できれば新入生だけじゃなくて、この取組が始まる前から学生をしている人にも見えるように、やはりできたら大学生協とかに置いてもらえれば、みんな見るかなと思うんです。

事務局： 確かに、C委員がおっしゃったように、せっかくやる以上は、どこが一番生徒さんの目につくのかということも含めて、一度関係課のほうには伝えて、できるだけPRできるようにしたいと思います。

委員長： セっかく立派なものをつくられているんですが、ポスターみたいなものはつくられてないですかね。

事務局： あります。

委員長： それも関係教育機関等にも配布されているんですかね。

事務局： そうですね。市の公共機関には張ってあるんですけれども。

委員長： というのは、C委員のほうからあったように、大学や何かに。こういうものだけじゃなくて、大きなポスターで目がつくようなという。

事務局： ポスターまでは配布はしてなかったとは思いますが。

委員長： ポスターとどっちが安いかわかりませんが、ポスターで目を引くということだけど、ここにQRコードがありますから、QRコードでこうやってやったらアクセスできるよというふうにすると、結構やる学生もいるのではないかなと。

事務局： そうですね。携帯ですぐできますのでね。

委員長： 啓発方法を工夫して、京都市は学生の町ということもありますので、学生の

方々もやっぱりごみの排出量に気を使うということだから、全体としてごみの減量において大きなウエイトを占めていくのかなと思いますね。この点もう少しご検討いただければと思います。

《不適正シール貼付について》

委員長： それと、その他の点でいかがでございますでしょうかね。本市の取組状況について、先ほど報告がございましたけど、いろいろと市のほうにおきましても具体的な取り組みを進めてあると思いますけれども。

ちょっと私のほうから少し質問といいたいでしょうかね。不適正排出物へのシールの貼付の問題について意見の4として出しておりますけれども、これにつきましては、業務研修を実施し、そしてまち美化事務所で伝達研修をしているということで、すべての職員に対して周知を図っているということですが、この不適正排出につきましては、セルフチェックやアンケートとの照合対比とか、あるいは委員さん方が実際に視察された結果、市の直営職務として、受託業者との間で若干すれ違いがあったということで、市の不適正排出物のそこら辺の標準化といったものの調整が必要じゃないかということも意見として出てたんですけど、その点は今回の業務研修それから伝達研修といった中で、どのように取り扱われたのでしょうか。

事務局： 当然、作業長をまず集めまして、シールを貼る基準というものをきちっと明確にすべきだろうなと。まず、缶・びん・ペットボトルとプラスチック製容器包装について、材質が違うものには、まずはシールを貼りましょうと。例えばプラスチックの中にびんが入っていたり、プラスチック製容器包装に缶が入っていたりといった場合です。論点になりましたのは、プラスチックの中に小さなおもちゃが入っているとといったときに、これまで見分けてシールを貼っていくのか。当然、貼っていくというのが正しいだろうが、収集をするときに、そのことが、まち美化事務所の収集業務の評価としてマイナスにならないだろうかということもあり、収集員がそのまま積んでしまっているというケースが見受けられました。あわせて、そのプラスチックは同じ材質だから、職員にとってはそのままリサイクルできるのかなというような思いもあったということで、それは違いますよという話をさせていただいたのですが。まずは、材質が違うものは貼りましょうねと。それとあわせて、大きなものが入っている場合、缶・びん・ペットボトルにバケツが入っていますよとか。こんなのは全くだめですよというようなことは徹底しましたが。ただ、私たちまち美化推進課として、10の事業所に対して、本当に1個でも貼りなさいよというのは正直、徹底はできていません。ただし、材質が違うものは全部貼りましょうと。小さなものに

については、わかったときには貼りなさいと。そういった研修を行って、それを各まち美化事務所で伝達研修をするようにと。

あわせて、先ほどA委員がおっしゃってました各ご町内でサンプリング調査をさせていただいています。その調査の実施後のごみがありますので、それはチェックをして、数量を計算して、まち美化事務所だよりとして地元に戻元するだけではなく、職場の中でも職員に見せなさいよと。こういうものが入ってくるから貼りなさいよというような状況での伝達を今しておるという状況です。

委員長： 受託業者はブロック会議に参加しているのですか。

事務局： 業者は入っていません。

委員長： 業者さんのほうは業者さんのほうで何かやられてるのでしょうか。

事務局： 業者については、先日の意見交換会であったように、勉強会をやっているということをおっしゃっていましたが。どこまでやっておられるのか、私はあまり見てはおりませんので。私どもは、あくまでも業者さん抜きで、職員でやっているということです。

委員長： そこが、前もちょっと議論になったんですけれども、違いが出てきているんじゃないかという。多分、市の直営部分は職員研修のほうで徹底するんでしょうけど、業者さんのほうでは、そういう形で調整をしてやらないと、やっぱり取り扱いで差が出てくると思うんですよね。そこら辺は何とかならないのかというところですね。

事務局： おっしゃいますように、当然うちは当初に、特に新規委託なんかですと、契約文の中にも同じように、分別ごみについてはきちっとやるように、不適正シールを貼るように、それは言っているわけですが。ただ、委員長がおっしゃいましたように、日常の業務の中で、やはり当然同じ京都市の仕事をしている中で、直営も委託業者もありませんので、当然基準は同じにしないといけないということだと思えます。それは、大枠はできているわけですが、ごくごく細かい部分で、やはりそういうこともあるかもしれないので、その辺は今でも当然日々の業務報告などは、当然ですが受けていますし、何か事故が起こったりといったことはすぐに連絡が来るようになっていきますので、業務履行については大きくは変わらないと思ってるのですが。ただ、不適正シールについては、先ほど申しましたように、直営の中でもなかなか、やはり有料指定袋制

で出していただいている部分も含めて、難しい部分もあるんですけども、当然委託・直営業者、分け隔てなくやらないといけないので。特にこの不適正シールの細かい部分については難しいんですけども、そこは業者とも話をして、そういうことについての改善が必要ということであればしないとイケないですし、そこは少し話をしていきたいと思います。

委員長： 指揮系統が違うところもあるので、難しいかもしれないですね。ただ、何となく直営の職員さんと業者さんで、実際に当たる作業の方と、やっぱり実際意見交換するような場みたいなものがあつたほうがいいなと思うんですけどね。それはやられてないんですかね。まち美化事務所内では。直営は直営、受託業者は受託業者というふうになっているのですか。

事務局： そうですね。例えば、ブロック会議に業者さんが入って、一緒に議論をするとか、そういったことは今やっていないです。

委員長： 組織的にそういうことが許されるかどうかというのが若干問題はあるのかなと思いますけれども、ただ、先ほど言ったように、京都市の業務としていずれにしてもやっているわけですので、許可業者と違いますので、やはりもう少し同じような方法でやられるような努力を試みられたほうがいいんじゃないでしょうか。

委員： 公平性の観点から非常に大事だと思いますね。市民目線から見れば。

委員： 例えば、啓発シールを伏見は何枚貼られたとか、北部のほうは何枚貼られたとか、全然人数が違うから何とも言えませんが、前年度は100枚貼ったと、でも業者収集になった途端に、例えば50枚ぐらいしか貼ってないとか。そうなるのと、業者の方はやっぱり甘い感じでやられてるかなというように思うんですけどもね。そこがいいか悪いかはわかりませんが、統一してもらうためには、その啓発シールを何枚貼ったかというのもある程度の目安になるかなというように思いますね。

事務局： おっしゃるとおりだと思います。今、D委員からもご意見いただきましたけれども。同じ場で、なかなかブロック会議の場で業者も一緒にというのは、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、当然、京都市の業務を同じようにやっているわけです。そこで大きな差があつてはならないというのは当たり前のことでございますし。今、そんなに差はな

いんですが、やはりただその細かい部分の業者と直営の、特にシールの貼り方の部分については、今後、直営は直営でさらにやっていかないといけないところもありますけれども、業者に任せきりにするのではなく、システムを含めて、一度考えたいと思います。例えば、月に1回業者を呼んで話しをするとか、そういったことは今後、委託もふえてきますので、必要かなというふうには思います。それをやはりある程度システム化するようなことをしないといけないのかなというふうにも思いますので、考えたいと思います。

委員： 不適正シール貼付の徹底及び周知というところで、セルフチェックの結果が出てますけど、直営というのはやっぱり厳しい、平均して1.5ぐらい。で、委託のほうは、参考資料1-2の委託のところにも出てますけれども、委託業者のほうはやっぱり3とか2.8, 2.9と。これを見ても、やはり委託業者はなかなか作業員に対しても指導徹底ができていくのか、短期間には。この間のヒアリングのときでも、安田産業がおっしゃってましたけど、やっぱり徹底がなかなか難しいという話がありましたように。実地視察で一緒に回らせてもらったときに、「ああ、あれも持ってかはるな」とか車の中で言ってましたように。委託業者の収集の仕方はそういう面で。セルフチェックの中でもそういう結果が出てるということを、もうちょっと委託業者のほうに厳しくやっていくということが必要ではないかなと、このセルフチェックの結果を見て思ったんですけれども。そういう面があるのではないのでしょうか。

事務局： この間12月に直営の部分については研修をしました。当然、それと同じことをやはり新規・既存を問わず、業者にもう一度説明会などをやりたいというふうに思います。

《セルフチェックについて》

委員長： セルフチェック項目がより詳細に変更されたということで。チェックの項目が多くなって、それはそれで大変かなと思いますが、この新しいセルフチェックはいつから実施されているのですか。

事務局： 4月からです。

委員長： ということは、このセルフチェックに従った結果というのは、まだ出てきていないということですかね。一月ごとにやってらっしゃるということ。

事務局： はい、そうですね。それは順次取りまとめをちょうど今しておるところで

ざいまして、次回の評価委員会におきましては、アンケート結果と対比をした上で、また皆さんにご提示したいというふうには考えております。

委員： 全般的にはお願いしたことに対して細かく取り組んでいただいている、ありがとうございます。きょうお聞かせいただいた中で、私が個人的に非常に関心を持ったのは、新しいセルフチェックです。「作業員」と書いてあるのは作業員一人ずつに、だれかがまとめてじゃなくて、ご自分がなさるということですよ。これは月に1回自分がやってきたことの反省とか見直しになる部分が非常に多いと思うので、結構なことだと思うんですけども。この表で本当に網羅しているのか、また、余りたくさん項目があっても、機械的に丸をつけておこうみたいなことになると思うんですけど。それはまた専門的な視野から見てもらって、改善するところはしてもらって。

運転手の方は作業員さんとは違うわけですから、この表でしておられるわけではないんですね。この表でやっておられるんですか。

事務局： 実際のセルフチェックは、収集員・運転手・作業長と分けております。

収集員・運転手・作業長ごとに項目を抽出した上で、それぞれがチェックして、それを「できている」が3、「おおむねできている」が2、「ほとんどできていない」が1、「できていない」が0という感じで、そういうような形でチェックをしているというようなことでございます。

委員： 書くということ自体がもう既に自分のやってることを見直すというようなことで、いいと思います。セルフチェックをどういうふうに扱っていかれるかだと思うんですけどね。集計して、3の人が何人、2の人が何人ですじゃなくて、人によって非常に厳しくつける人もいるでしょうし、こんなん3でいいわみたいな感じの方も中にはおられるかもしれない。そういうのは、一人ずつ上の方が見ていただいて、たまには3ばかりの人や悪い人について、どうなんだろうねというふうなお話をしてもらおうとか。せっかくしてもらおうのであれば、集計するだけじゃなくて、そういうフォローも必要になってくるかなというふうに思いました。

それから、啓発シール。シールを貼って置いておくという方針ですが、これは本当はものすごく難しいと思うんです。先ほどおっしゃってるように、集めるときに一つずつチェックして見ていたら、作業効率がすごく落ちるから、当然ある程度は収集するのですが、見るに見かねるものも1個や2個じゃないと思うんですけど。

ただ一方で、朝に出して、お勤めとかに行かれて、夜まで帰ってこられない

ようなご家庭は結構多いんですよね。取り残してあるのが夜まで放置してしてあるとすれば、冬ならいいんですが、これから、お日さんの当たるところに1日ごみが袋に入って置いてあったら、ものすごくにおいもしてくるでしょうし、衛生的にも悪いから、どうしたらいいんだろうと思います。逆行するような意見で悪いんですけど、一つの方法としては、収集してもらって、その町内にはまた回覧板で回してもらおうとか、こういう事例がありましたとかいうかたちで。本当に一生懸命やってもらって、3つも4つも置いてあって、それが朝から晩まで置きっ放しになっていたら、近所の人とのトラブルの原因にもなるなという感じがするので、これはどうするのが一番いいのか、トラブル解決の問題だなというふうに思いました。

《デジタルタコグラフについて》

委員： それから、もう一つ思ったのは。デジタルタコグラフについて。それが非常に効果がありそうだという。科学的というか客観的にも見ることができる方法があるのであれば、それは採用してもらって、分析してもらって、問題のあるところは事前にやっていったほうがいいと思います。直営でやっていただいて、ある意味じゃ実験だと思うんですね。やってもらって、これは効果あるなというのは、ぜひお願いしておられる業者の方にも同じふうにやっていただくようにしていただいたほうがうれしいと思います。以上です。

事務局： デジタルタコグラフでいいますと、この委員会でも、あるいはアンケートでも、やはりまだ3割ぐらいの方が、運転が乱暴ではないかという意見をいただいています。収集のほうは、かなりの方がきれいにとっていってもらっているということでしたけれども、やはりそういう状態でしたので、当然予算もかかったわけですが、デジタルタコグラフを導入しました。このデジタルタコグラフというのは、何時何分にこの場所を何キロぐらいで走っていると、そういったことがわかるわけなんです。あとは、やはりこういう機能をどういうふうに生かして、安全運転の徹底を図っていくか、当然これが一番大事なわけがございます。今も当然作業長がその日の状況を見てチェックしていますが、例えばスピードを常時出し過ぎている職員がいれば、スピードを出してる分事故につながるという確率というのは高いわけですから、そういったことを事前に事故を防ぐという意味でも、チェックをさらにきっちりして行って、安全運転につなげていきたいと思っています。

また、先ほどから出ておりますブロック会議で、実際に作業長が、運転手あるいは収集員一人一人としゃべる機会を今よりもふやして、そういうことをやっていかないと、なかなか日々の業務というのは改善というのが難しい部分も

ありますので。そういったことをきっちりやっていきたいというふうに思っております。

《第2回評価委員会以降の取組について委員長のとりまとめ》

委員長： ありがとうございます。

いろいろとご意見いただきまして、それは今後に生かしていただきたいと思っております。ほかに意見がなければ、この下半期の業務の評価に関する質疑は以上にしていきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

おおまかに私なりにまとめますと、上半期に関して出しました私どもの評価・意見書につきまして、本市におきましては、真摯に受けとめて、いろいろと改善方法なり取組が進められているというふうに伺いました。その他、しかしながら幾つか啓発の問題につきましては、まだいろいろとやり方があるんじゃないかということでご意見いただいておりますし。それから、不適正排出ごみのシール貼付につきましては、委託業者さんとの標準化、そこら辺についてまだ課題があるのかなということ。それから、そうした不適正シールを貼付したものの、そのごみの収集の問題ですね。それについて今後どうするかといったことは検討の余地があるかなというふうに、そういうご意見を承っております。この辺、事務局のほうで勘案しまして、また評価・意見書のほうをまとめさせていただきたいと思っております。具体的には来週いっぱいをめどに事務局のほうでとりまとめていただきまして、私のほうと事務局で協議しまして、今月中にまとめるという形で進めさせていただきたいと思っております。それでは、このようにとりまとめさせていただきます。

○ 市民アンケートについて

委員長： それでは、次第の（２）市民アンケートについてですが、これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局から、資料3-1, 3-2に基づき説明

委員長： どうもありがとうございました。

アンケート調査（案）について説明いただきました。

余り時間がございませんけれども、皆さんのほうからのご意見を伺います。これは昨年もさせていただきまして、説明にありましたように、余り大きな変更を加えると経年変化がわからないので、皆さんからいろいろ、こういうのを入れたほうがいいのか、これはまずいのではないかというのがあるかもしれないけれども、基本は昨年をベースにアンケートをつくらさせていただきます。

いていますが、いかがでしょうか。

委員： 啓発シールの写真を入れないのはなぜでしょうか。

事務局： 写真についてはもう結構だろうというような判断でとって見たんですが、やはり入れておいたほうがよろしいでしょうか。

委員長： 昨年は収集車と啓発シールの写真を一緒にということになっていて、今回は、収集車の写真をなくすからということではないのでしょうか。どうなんですかね。

委員： 市民がみんな啓発シールを知ってるかどうかなんですね。

委員長： あったほうがいいような感じがしますがね。

事務局： それにつきましては検討させていただきます。

委員： 質問の11なんですけど。「収集作業中に市民の皆様にお会いした際、作業員は自分から声をかけ」というのはちょっと長いので、だらだらと長いような気もするので、「皆様にお会いした際」とか、「作業中にお会いした際」でよろしいんじゃないでしょうか。あまり長いと読む気が消えてくるので。できるだけ端的に。

事務局： 質問は簡潔にということでございますので、それにつきましても、検討させていただきます。

委員長： エコまちステーションはどんなふうな形で設置されているかがわからないんですけれども。こんな感じで区役所や支所に置いてありますなんていうふうな写真もあつたらいいのではないのでしょうか。もし、こういう啓発シールを資料として写真にするのであれば、そういうのも、啓発も兼ねて写真を置いたらいいような感じがしますがね。認知を高める意味でも。

事務局： そうですね。どこかに載せてもらいます。

委員： エコまちステーションって何をしておられるところなんですか。

事務局： 去年1年間まち美化事務所に、いわゆる環境保全ということで、先ほど申し上げました、ごみ減量とかりサイクルの相談をされたときに、一緒に考えて行動させていただいたり、地域に入らせていただいたりというような業務を行う職員なのですが。今、区役所のほうにスペースを置かせていただいて、常時4名ほどの職員がおまして、多くは市民の皆さんからのそういったごみ問題の相談に対応するという形でさせていただいています。あわせて、資源物の回収拠点、先ほど申し上げましたマップもありますけれども、あれを広げていこうということで、地域の団体の皆さんや町内会の皆さんに、てんぷら油の回収をしてくださいとか、蛍光管の回収拠点に蛍光管を持って行ってくださいとか、そのような啓発をさせていただいているというような状況です。また、4月1日から、京都市外から転入をされてきた方につきましても、京都市のごみの出し方の説明などをさせていただいたり、そういった取組をさせていただいております。

委員： まち美化事務所やエコまちステーションについて、土日もあけるとか、もう少し遅くまであけるとか、そういうことはやはり無理でしょうか。この時間帯では私は絶対無理なんですよね。蛍光管を持っていこうと思うんですけど、いつも、この時間しかだめですと書いてあるんで、全然無理とか思うんですよ。それで、仕方がないのかなと思ってしまうんですけど。

事務局： 遠いんですけど、例えば土日ですと上京のまち美化事務所が、今上京リサイクルステーションということで、4月1日から資源物も回収できるようにしておりますので、それについては土日もあけております。ただ時間に一定の制約がありますので、それも大体、土曜日日曜日4時ごろまでですかね。時間はまたきちっとお知らせしますが。

委員： 土曜日と日曜日があいていれば、利用される方も多いと思います。

事務局： それとあわせて、各行政区でふれあい祭りなどが土日にありますね。そのときにエコまちステーションの職員やまち美化推進課の職員がそこにおりますので、そこでもてんぷら油も回収できるようにしております。

委員長： では、エコまちステーションについて、一体何をやっているかという話ですが、多分一般市民もあんまりよくわかってないかもしれませんね。せつかく写真をつけるというんだったら写真の説明みたいなものを、こんなことをしていますというようなことを、アンケートに載せる際に行ったほうがいいのかと

思いますね。

事務局： 委員長がおっしゃってるのは、写真とともに、担当している業務をちょっと紹介しておいたらどうかということでしょうか。

委員長： そうですね。

それから、拠点というか、蛍光管とかを収集してくれるところですね。あれはマップのほうには時間帯なんかも書いてあるんですか。

事務局： マップのほうは、行政施設と商業施設のほうの時間帯も全部書いてあります。買替えのときだけになりますが、蛍光管などはお店の営業時間に持って行っていただければ。行政施設でいいますと、上京の跡地のリサイクルステーション、これが土日祝もあいておりますので、ちょっと遠いですがけれども、そちらのほうへ持って行っていただけたらありがたいなど。

委員長： それはマップのほうに書いてあるんですか。

事務局： リサイクルステーションはこの4月から上京まち美化事務所、要は上京と北と統合して北部になったので、上京の跡地があいた。そこでリサイクルステーションということで、この4月からやり始めているんです。実際、まだ2か月ちょっとでして、まさにE委員がおっしゃるような、認知度でいいますと、それはもうエコまちよりもまだもっと低いというふうに思っています。それで、一度上京のリサイクルステーションを皆さんに知っていただくようなイベントも考えているんですが。今の状況でいうと、今市民の方にアンケートをしたとしても、恐らくほとんど御存じないと思うんです。それについては、例えばですけれども、1年後ぐらいにアンケートをさせてもらうというのはありかなというふうには思っています。

あと、まち美化事務所ですが、ちなみに祝日はまち美化はあいています。なかなか常時ご利用というのは難しいかもしれないのですが、そういう形でやっていこうかなと思っています。

区役所とまち美化の業務時間の延長については、今のところはちょっと考えていないというところがございます。

委員： 古着の回収とかはされてるんですね、リサイクルステーションで。

事務局： はい、古着は上京がやっています。

委員：そこをもっと大々的にされて。例えば、さっきおっしゃったフリーマーケットをそこでされるとか。上京って電話局があるところですね。あそこだったら結構便利もいいので、その知名度を上げて。土日もやっておられるんですしたら、皆さん来られると思いますし。

事務局：おっしゃっていただいたとおりで。この夏ぐらいにフリーマーケットも含めた、ちょっと皆さんが来ていただけるようなイベントをリサイクルステーションでやりたいとは考えています。また、決まったら、広報させていただくことになると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、アンケートにつきましてはよろしいでしょうか。また、何かございましたら、事務局のほうにご連絡いただければと思ひます。

○ 審議スケジュールについて

委員長：さて、最後に（3）の今後の審議スケジュールについてでございますが、この点につきまして、事務局のほうから願ひします。

事務局から資料4に基づき説明

委員長：どうもありがとうございました。

今回は11月ということですが、日程につきましては、またご相談ということになっておりますが。

今後のこうした評価の流れにつきまして、何かご意見がございますでしょうか。意見交換会はしたほうがいいんじゃないかということがありますが、皆さんのほうで、改めて別のところを視察してみたいとか。

委員：個人的に行ってきますからいいんですけど、エコまちステーションとか。

委員長：そうですね。今紹介していただいた上京のリサイクルステーションとかね。あるいは、エコまちステーションがどういうふうなことをしているかというのを実際に見てみるのもあるかなと思ひますけどね。

なければ、一応、また事務局のほうでいろいろと相談させていただいて、交換会なり、あるいは実際の施設見学会ということもあれば実施させていただきたいと思ひます。

一応、事務局のほうで準備させていただいた議案は以上ですが、皆さんのほうで何か審議事項につきましてご用意いただいたものはございますでしょうか。

それでは、皆さんにおかれましては、今後の委員会での意見が業務に活かされるという視点で、引き続き京都市のごみ収集業務のほうにお心配りいただければと思います。

ありがとうございました。これで、本日の議題はすべて終了いたしました。司会の不手際もありますが、皆さんに活発に議論いただいたので、思いのほか時間も押しまして。しかしながら、十分な議論ができたのではないかというふうに思っています。

本当に皆さん、お疲れさまでございました。